

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年3月25日（火） 号外第24号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例 （1）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（2）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 16
◇ 人委規則	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（4）（任用課）・・・・・・・・・・ 21

公布された条例のあらまし

◇特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例

1 条例の制定理由

人材の確保が喫緊の課題となっている職等への職員の採用に係る緊急の措置として、鳥取方式短時間勤務を導入することについて必要な事項を定め、もって当該職等に必要の人材の確保を図る。

2 条例の概要

(1) 鳥取方式短時間勤務をする職員の採用

知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務（育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。）をする職員を採用することができることとする。

ア 児童福祉法第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者

イ 保健師助産師看護師法第7条第3項の看護師の免許又は同法第8条の准看護師の免許を受けた者

ウ 歯科衛生士法第3条の歯科衛生士の免許を受けた者

エ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の認定を受けた者

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

カ その他前各号に掲げる者に類する者として人事委員会規則で定める者

(2) 働き方支援休暇

ア (1)により採用した職員（以下「鳥取方式短時間勤務職員」という。）の無給休暇として働き方支援休暇を定める。

イ 働き方支援休暇は、鳥取方式短時間勤務職員の多様で柔軟な働き方を実現するため勤務しないことが相当であると認められる部分に係る休暇とし、鳥取方式短時間勤務職員からの請求に基づき、1週間当たり概ね9時間を基本に30分を単位として、一の会計年度を通じて包括的に付与するものとする。

ウ 働き方支援休暇の付与は、鳥取方式短時間勤務職員が勤務することを要する時間が年間を通じて1週間当たり平均30時間となるよう付与することを基本とする。

(3) 部分休業及び子育て部分休暇に関する特例

部分休業及び子育て部分休暇は、1日につき2時間から部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けようとする日における働き方支援休暇の時間を減じた時間の範囲内で承認するものとする。

(4) 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する特例

修学部分休業及び高齢者部分休業の承認は、1週間当たりの働き方支援休暇の時間に応じて算出した時間の範囲内で行うことができるものとする。

(5) 鳥取方式短時間勤務職員の給料

鳥取方式短時間勤務職員の給料月額は、基準給料月額表に定める額を原則とする。

(6) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

青少年がSNSやインターネットを通じて犯罪やいじめ・誹謗中傷に巻き込まれ、又は生成AIにより当該青少年の容貌の画像情報を悪用して児童ポルノ等が作成される被害が発生していることに鑑み、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、闇バイト等に関する情報を有害情報と定め、当該情報の閲覧又は視聴を防止する措置を講ずることを保護者の努力義務とするとともに、賭博の定義を明確化してオンラインカジノを利用する機会の提供を禁止し、並びに児童ポルノ等の定義を明確化して児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) この条例の規制の対象となる賭博に、オンラインカジノが含まれることを明記する。

- (2) この条例の規制の対象となる児童ポルノ等に、生成AI等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を描写した情報を記録した電磁的記録等が含まれることを明記する。
- (3) 何人も、児童ポルノ等の作成若しくは製造又は提供（県内に居住する等の青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成若しくは製造又は提供を含む。）をしてはならないものとする。
- (4) 何人も、青少年が、賭博（オンラインカジノを含む。）、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等の犯罪行為等を行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、インターネットによりこれらの機会を提供してはならないものとする。
- (5) 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護又は指導する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報への漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳を重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならないものとする。
- (6) 保護者は、その監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる事項について、当該青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロールを適切に行うよう努めなければならないものとする。
- ア いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報の閲覧及び視聴を防止すること。
- イ SNSアプリについて保護者が同意したものに限り、利用できるようにすること。
- (7) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等は、青少年が使用するスマートフォンに係る契約締結等に当たっては、当該青少年の保護者等に対し、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法を説明するとともに、その内容を記載した書面等を交付等しなければならないものとする。
- (8) 県は、この条例の実施について、青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行うものとする。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
- ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。
- ウ 鳥取県住民基本台帳法施行条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、人材の確保が喫緊の課題となっている職等への職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する職員のうち常時勤務を要するものをいう。以下同じ。）の採用に係る緊急の措置として、鳥取方式短時間勤務を導入することについて必要な事項を定め、もって当該職等に必要の人材の確保を図ることを目的とする。

(鳥取方式短時間勤務をする職員の採用)

第2条 知事は、次に掲げる者をもって充てる職であって当該職への職員の採用をすることについて緊急の必要があると認めるものに充てるため、鳥取方式短時間勤務（育児、介護その他の常時勤務に服することが困難な事情を有する者の多様で柔軟な働き方をいう。）をする職員を採用することができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の保育士の登録を受けた者
- (2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第3項の看護師の免許又は同法第8条の准看護師の免許を受けた者
- (3) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第3条の歯科衛生士の免許を受けた者
- (4) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の認定を受けた者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者
- (6) その他前各号に掲げる者に類する者として人事委員会規則で定める者

(働き方支援休暇)

第3条 前条の規定に基づき採用した職員（以下「鳥取方式短時間勤務職員」という。）の無給休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項に規定する休暇及び働き方支援休暇とする。

2 働き方支援休暇は、勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間のうち、鳥取方式短時間勤務職員の多様で柔軟な働き方を実現するため勤務しないことが相当であると認められる部分に係る休暇とし、鳥取方式短時間勤務職員からの請求に基づき、1週間当たり概ね9時間を基本に30分を単位として、一の会計年度を通じて包括的に付与するものとする。

3 前項の働き方支援休暇の付与は、鳥取方式短時間勤務職員が勤務することを要する時間が年間を通じて1週間当たり平均30時間となるよう付与することを基本とする。

4 前項の規定にかかわらず、鳥取方式短時間勤務職員からの申出があった場合には、当該申出に基づき、前項によるものとした場合に付与する働き方支援休暇の時間を減じ、その勤務することを要する時間が1週間当たり30時間を超えるよう付与することができるものとする。

(部分休業に関する特例)

第4条 鳥取方式短時間勤務職員に対する部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第20条の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から部分休業の承認を受けようとする日における前条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

(子育て部分休業に関する特例)

第5条 鳥取方式短時間勤務職員の子育て部分休暇（勤務時間条例第17条第1項第3号に掲げる子育て部分休暇をいう。）の期間は、同条第2項の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から子育て部分休暇の承認を受けようとする日における第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で30分を単位として必要と認められる期間とする。

（修学部分休業及び高齢者部分休業に関する特例）

第6条 鳥取方式短時間勤務職員に対する修学部分休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。）の承認は、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）第2条第1項の規定にかかわらず、1週間を通じて勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間から第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を52で除して得た時間（以下「1週間当たりの働き方支援休暇の時間」という。）を減じた時間を超えない範囲内で、5分を単位として行うことができるものとする。

2 鳥取方式短時間勤務職員に対する高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。）の承認及びその延長の承認は、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、1週間を通じて20時間から1週間当たりの働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で、同条第1項の人事委員会規則で定める時間を単位として、行うことができるものとする。

（鳥取方式短時間勤務職員の給料）

第7条 鳥取方式短時間勤務職員に対する給料は、第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間に応じて支給するものとし、その支給する給料の額の計算方法は、給与条例第12条の規定にかかわらず、次項から第4項までに定めるところによる。

2 鳥取方式短時間勤務職員の給料月額、次に掲げる基準給料月額表のその者が属する職務の級及び号給に応じた同表の給料月額欄に掲げる額（以下「基準月額」という。）とする。

- (1) 行政職基準給料月額表（別表第1）
- (2) 医療技術職基準給料月額表（別表第2）
- (3) 看護職基準給料月額表（別表第3）

3 前項の規定にかかわらず、第3条第4項の規定により働き方支援休暇の時間を減じる場合の給料月額は、第9条第3号に規定する勤務1時間当たりの給与額に第3条第4項の規定により減じる働き方支援休暇の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）を12で除した数を乗じて得た額を基準月額に加えた額とする。ただし、当該額は、給与条例第3条に規定する給料表に定める給料の月額を超えてはならない。

4 第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇が取り消されたときは、当該取り消された休暇1時間につき、第9条第3号に規定する勤務1時間当たりの給与額を給料として支給する。ただし、給与条例第5条に規定する給料の一の計算期間における当該給料の額及び第2項に規定する給料月額（前項に規定する場合にあっては、同項に規定する給料月額）の合計額は、給与条例第3条に規定する給料表に定める給料の月額を超えてはならない。

（育児短時間勤務等の場合の給料の特例）

第8条 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた鳥取方式短時間勤務職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった鳥取方式短時間勤務職員を含む。）の給料月額は、給与条例第4条の2の規定にかかわらず、前条第2項に規定する給料月額（同条第3項に規定する場合にあっては、同項に規定する給料月額）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間数を同条第1項に規定する勤務時間から1週間当たりの働き方支援休暇の時間を減じた時間数（以下「1週間当たりの鳥取方式短時間勤務時間数」という。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出の特例）

第9条 鳥取方式短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第16条の規定にかかわらず、次の各

号に掲げる勤務1時間当たりの給与額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額 給料月額及びこれに対する地域手当の月額を合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの鳥取方式短時間勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 給与条例第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額 鳥取方式短時間勤務職員の勤務が特殊勤務手当のうち給与条例第16条第2項の人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料月額及びこれに対する地域手当の月額を合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの鳥取方式短時間勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額と初任給調整手当の月額及び在宅勤務等手当の月額の合計額に12を乗じ、勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間数に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数を減じたもので除して得た額の合計額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、鳥取方式短時間勤務職員の勤務が特殊勤務手当のうち同項の人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額
- (3) 第7条第3項及び第4項に規定する勤務1時間当たりの給与額 基準月額に12を乗じ、その額を30に52を乗じたもので除して得た額

(期末手当及び勤勉手当の特例)

第10条 鳥取方式短時間勤務職員に対する給与条例第16条の4第3項及び第4項並びに第16条の7第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは「給与条例第3条に規定する給料表に定める給料の月額」と読み替えるものとする。

(人事委員会規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 行政職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	152,900	191,600	221,000
2	153,800	192,800	221,800
3	154,800	194,100	222,700
4	155,700	195,400	223,500
5	156,600	196,600	224,300
6	158,000	197,900	225,200
7	159,400	199,100	226,000
8	160,700	200,400	226,800
9	162,000	201,600	227,700
10	163,400	202,800	228,500
11	164,800	204,000	229,300
12	166,100	205,100	230,200
13	167,400	206,100	231,100
14	168,900	207,100	232,100
15	170,300	208,100	233,200
16	171,700	209,100	234,200
17	172,800	210,000	235,300
18	174,100	210,900	236,400
19	175,400	211,900	237,400
20	176,700	212,800	238,400

21	177,900	213,600	239,300
22	179,200	214,400	240,300
23	180,600	215,300	241,400
24	181,900	216,100	242,500
25	183,200	216,900	243,500
26	184,700	217,700	244,400
27	185,700	218,400	245,200
28	186,800	219,200	246,100
29	187,900	219,800	247,000
30	188,800	220,500	248,000
31	189,700	221,200	249,000
32	190,600	221,800	250,000
33	191,600	222,400	251,000
34	192,500	223,100	252,100
35	193,400	223,700	253,200
36	194,300	224,300	254,300
37	195,300	224,900	255,400
38	196,100	225,600	256,400
39	197,000	226,200	257,500
40	197,700	226,800	258,600
41	198,500	227,400	259,700
42	199,200	228,100	260,800
43	199,900	228,700	261,800
44	200,500	229,300	262,800
45	201,100	229,900	263,500
46	201,600	230,500	264,600
47	202,100	231,100	265,700
48	202,600	231,700	266,800
49	203,100	232,200	267,700
50	203,600	232,800	268,800
51	204,100	233,400	269,800
52	204,500	234,000	270,800
53	205,000	234,500	271,900
54	205,300	235,100	272,800
55	205,500	235,600	273,700
56	205,800	236,100	274,700
57	206,000	236,600	275,200
58	206,300	237,200	276,000
59	206,500	237,700	276,600
60	206,800	238,300	277,200
61	207,000	238,800	277,900
62	207,300	239,400	278,200
63	207,500	239,900	278,700
64	207,800	240,300	279,300
65	208,000	240,700	280,000

66	208,300	241,200	280,600
67	208,500	241,600	281,100
68	208,800	242,100	281,600
69	209,000	242,500	282,100
70	209,300	243,000	282,600
71	209,500	243,500	283,000
72	209,800	244,000	283,500
73	210,000	244,400	283,700
74	210,300	244,800	284,100
75	210,500	245,100	284,500
76	210,800	245,400	284,800
77	211,000	245,500	285,100
78	211,300	245,800	285,500
79	211,500	246,000	286,000
80	211,800	246,200	286,400
81	212,000	246,400	286,600
82	212,300	246,500	287,000
83	212,500	246,800	287,300
84	212,800	247,000	287,600
85	213,000	247,200	287,900
86	213,300	247,500	288,200
87	213,500	247,700	288,500
88	213,800	248,000	288,900
89	214,000	248,200	289,000
90	214,300	248,500	289,400
91	214,500	248,700	289,700
92	214,800	249,000	290,000
93	215,000	249,200	290,200
94		249,400	290,500
95		249,600	290,900
96		250,000	291,100
97		250,200	291,400
98		250,400	291,700
99		250,800	292,000
100		251,100	292,400
101		251,300	292,800
102		251,500	293,100
103		251,800	293,500
104		252,000	293,800
105		252,200	294,200
106		252,400	294,500
107		252,700	294,800
108		252,900	295,000
109		253,100	295,400
110		253,400	295,800

111		253,800	296,000
112		254,000	296,300
113		254,200	296,700
114		254,400	
115		254,600	
116		254,900	
117		255,100	
118		255,300	
119		255,500	
120		255,800	
121		256,100	
122		256,300	
123		256,500	
124		256,800	
125		257,000	

備考 この表は、給与条例別表第1の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第2 医療技術職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
	円	円	円	円
1	157,100	189,400	219,100	234,700
2	158,900	190,500	219,800	235,400
3	160,600	191,600	220,400	236,100
4	162,400	192,600	221,100	236,600
5	164,000	193,600	221,800	237,200
6	165,700	194,600	222,400	237,800
7	167,400	195,500	223,100	238,400
8	168,900	196,300	223,700	239,100
9	170,300	197,200	224,400	239,700
10	171,900	198,200	225,100	240,400
11	173,500	199,300	225,700	241,000
12	175,300	200,400	226,400	241,600
13	176,700	201,500	227,100	242,200
14	178,300	202,500	227,700	243,100
15	180,200	203,600	228,400	244,000
16	181,900	204,600	229,100	245,000
17	183,700	205,600	229,700	246,000
18	184,600	206,600	230,400	247,000
19	185,500	207,600	231,100	248,000
20	186,400	208,600	231,700	249,000
21	187,300	209,500	232,400	250,100
22	188,100	210,300	233,100	251,100
23	188,800	210,900	233,900	252,100
24	189,600	211,600	234,600	253,100
25	190,300	212,300	235,200	254,100

26	191,100	212,900	236,000	255,100
27	191,800	213,600	236,700	256,000
28	192,600	214,300	237,400	257,000
29	193,300	214,900	238,100	258,100
30	194,100	215,600	239,000	259,100
31	194,900	216,300	239,800	260,100
32	195,600	216,900	240,600	261,100
33	196,300	217,600	241,500	262,100
34	197,000	218,300	242,400	263,000
35	197,600	218,800	243,200	264,000
36	198,300	219,500	244,000	265,000
37	199,000	220,300	244,900	266,000
38	199,600	220,900	245,700	267,100
39	200,300	221,600	246,500	268,200
40	201,000	222,300	247,400	269,200
41	201,500	222,900	248,200	269,900
42	202,000	223,600	249,200	270,900
43	202,500	224,200	250,200	271,900
44	202,900	224,900	251,100	272,900
45	203,300	225,500	252,000	273,800
46	203,800	226,200	252,900	274,700
47	204,200	226,800	253,900	275,500
48	204,500	227,500	254,800	276,200
49	204,900	228,100	255,700	277,000
50	205,300	228,700	256,600	277,800
51	205,700	229,300	257,500	278,600
52	206,100	229,900	258,400	279,400
53	206,400	230,500	259,300	279,800
54	206,600	231,100	260,100	280,600
55	206,900	231,700	260,900	281,100
56	207,100	232,200	261,800	281,900
57	207,400	232,800	262,600	282,500
58	207,600	233,400	263,400	282,700
59	207,900	234,000	264,300	283,100
60	208,100	234,500	265,000	283,600
61	208,400	235,000	265,800	284,100
62	208,600	235,600	266,400	284,700
63	208,900	236,100	267,000	285,300
64	209,100	236,600	267,600	285,800
65	209,400	237,100	268,100	286,400
66	209,600	237,700	268,700	286,800
67	209,900	238,300	269,200	287,300
68	210,100	238,800	269,700	287,800
69	210,400	239,300	270,200	288,000
70	210,600	239,900	270,300	288,500

71	210,900	240,500	270,700	289,000
72	211,000	241,000	271,200	289,400
73	211,200	241,500	271,700	289,800
74	211,400	241,900	272,100	290,200
75	211,700	242,200	272,500	290,600
76	211,900	242,500	272,800	291,000
77	212,000	242,900	273,300	291,200
78	212,300	243,100	273,700	291,500
79	212,500	243,400	274,100	291,600
80	212,700	243,600	274,500	291,900
81	212,900	243,900	274,900	292,300
82	213,100	244,100	275,200	292,500
83	213,400	244,400	275,400	292,800
84	213,500	244,600	275,700	293,000
85	213,700	244,800	276,000	293,400
86		245,000	276,300	293,600
87		245,100	276,600	293,900
88		245,300	276,800	294,100
89		245,600	277,100	294,400
90		245,800	277,200	294,700
91		246,000	277,600	294,900
92		246,100	277,800	295,200
93		246,500	278,000	295,400
94		246,600	278,200	295,800
95		246,800	278,500	296,100
96		247,000	278,700	296,400
97		247,300	278,900	296,900
98		247,500	279,100	297,200
99		247,600	279,400	297,500
100		247,900	279,600	297,900
101		248,100	279,700	298,300
102		248,300	279,900	298,600
103		248,500	280,200	298,900
104		248,700	280,400	299,300
105		249,000	280,600	299,700
106			280,900	
107			281,200	
108			281,600	
109			281,700	
110			282,100	
111			282,400	
112			282,700	
113			282,900	
114			283,200	
115			283,600	

116		283,900
117		284,100
118		284,400
119		284,700
120		285,100
121		285,200

備考 この表は、給与条例別表第5のイの表の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第3 看護職基準給料月額表（第7条関係）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	173,000	200,500	234,700
2	174,600	202,300	235,100
3	176,100	204,100	235,600
4	177,500	205,900	236,000
5	178,900	207,800	236,400
6	180,500	208,600	236,800
7	182,000	209,400	237,200
8	183,400	210,100	237,600
9	184,800	210,900	238,100
10	186,500	211,900	238,500
11	188,100	212,800	238,900
12	189,600	213,500	239,300
13	191,200	214,200	239,700
14	192,900	214,800	240,100
15	194,600	215,300	240,600
16	196,300	216,100	241,000
17	198,000	217,000	241,400
18	199,600	217,900	241,800
19	201,400	218,800	242,200
20	203,000	219,800	242,600
21	204,600	220,700	243,000
22	205,600	221,600	243,500
23	206,600	222,500	243,900
24	207,500	223,400	244,300
25	208,400	224,200	244,700
26	209,200	225,200	245,200
27	209,900	226,100	245,900
28	210,700	226,900	246,500
29	211,400	227,700	247,100
30	212,000	228,300	247,800
31	212,600	228,900	248,500
32	213,200	229,500	249,100
33	213,900	230,100	249,700

34	214,500	230,600	250,400
35	215,200	231,000	251,100
36	215,800	231,400	251,700
37	216,300	231,800	252,400
38	217,100	232,300	253,000
39	217,800	232,700	253,700
40	218,500	233,100	254,400
41	219,200	233,500	254,900
42	219,900	233,900	255,800
43	220,600	234,300	256,600
44	221,300	234,700	257,400
45	221,900	235,100	258,100
46	222,500	235,600	258,900
47	223,100	236,000	259,800
48	223,600	236,400	260,500
49	224,100	236,800	261,300
50	224,500	237,200	262,100
51	224,900	237,600	262,900
52	225,200	238,100	263,800
53	225,600	238,500	264,400
54	226,000	238,900	265,300
55	226,400	239,300	266,100
56	226,700	239,700	266,800
57	227,100	240,100	267,600
58	227,400	240,800	268,400
59	227,700	241,500	269,200
60	228,100	242,000	270,000
61	228,400	242,600	270,700
62	228,700	243,400	271,700
63	229,100	244,100	272,700
64	229,400	244,800	273,700
65	229,700	245,500	274,300
66	230,100	246,200	275,200
67	230,400	246,900	276,200
68	230,700	247,500	276,900
69	231,100	248,200	277,800
70	231,500	249,000	278,400
71	231,900	249,700	279,300
72	232,200	250,500	280,200
73	232,600	251,300	281,100
74	233,100	252,000	282,100
75	233,600	252,800	283,100
76	234,000	253,500	284,000
77	234,400	254,200	284,900
78	234,900	255,000	285,800

79	235,400	255,900	286,600
80	235,800	256,600	287,500
81	236,200	257,000	288,300
82	236,600	257,800	289,100
83	237,100	258,500	289,900
84	237,500	259,200	290,700
85	237,900	259,800	291,500
86	238,300	260,700	292,100
87	238,700	261,500	292,800
88	239,100	262,300	293,500
89	239,600	263,100	294,000
90	240,000	264,000	294,400
91	240,400	264,800	294,900
92	240,800	265,700	295,400
93	241,200	266,300	295,800
94	241,700	266,900	296,100
95	242,200	267,500	296,500
96	242,700	268,000	296,900
97	243,200	268,400	297,300
98	243,600	268,700	297,600
99	244,000	269,200	298,000
100	244,500	269,700	298,400
101	244,900	270,000	298,600
102	245,300	270,500	299,000
103	245,700	271,000	299,400
104	246,000	271,400	299,600
105	246,400	271,700	299,900
106	246,800	272,200	300,400
107	247,200	272,600	300,800
108	247,500	273,000	301,200
109	247,600	273,300	301,600
110	247,900	273,700	302,000
111	248,000	273,900	302,400
112	248,300	274,200	302,800
113	248,500	274,400	303,100
114	248,700	274,700	303,400
115	249,000	275,000	303,800
116	249,100	275,200	304,300
117	249,400	275,400	304,600
118	249,600	275,700	305,000
119	249,900	275,900	305,500
120	250,200	276,100	305,900
121	250,400	276,200	306,200
122	250,800	276,500	306,600
123	251,000	276,700	307,000

124	251,300	277,000	307,400
125	251,400	277,100	307,700
126	251,600	277,400	
127	251,900	277,700	
128	252,200	277,900	
129	252,400	278,100	
130	252,600	278,200	
131	252,900	278,600	
132	253,300	278,700	
133	253,400	279,000	
134	253,700	279,300	
135	253,900	279,600	
136	254,200	280,000	
137	254,400	280,200	
138	254,600	280,600	
139	254,900	280,900	
140	255,100	281,200	
141	255,300	281,500	
142	255,600	281,800	
143	255,900	282,100	
144	256,200	282,400	
145	256,400	282,600	
146	256,500	283,000	
147	256,800	283,300	
148	257,100	283,600	
149	257,300	283,900	
150	257,400	284,200	
151	257,700	284,600	
152	257,900	284,900	
153	258,300	285,100	
154	258,400	285,500	
155	258,600	285,800	
156	258,800	286,100	
157	259,100	286,400	

備考 この表は、給与条例別表第5のウの表の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県の責務) 第3条 略 <u>2 県は、この条例の実施について青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行う。</u></p> <p>(定義) 第10条 略 2～5 略 <u>6 この章以下において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。</u> <u>7 この章以下において「SNSアプリ」とは、ソーシャルネットワークワーキングサービス（登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスをいう。以下「SNS」という。）を利用するためのソフトウェアをいう。</u> <u>8 この章以下において「賭博」とは、刑法（明治40年法律第45号）に規定する賭博（インターネットを利用して行われるものを含む。）をいう。</u> <u>9 この章以下において「児童ポルノ等」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいい、生成AIその他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む。</u></p> <p>(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発</p>	<p>(県の責務) 第3条 略</p> <p>(定義) 第10条 略 2～5 略</p> <p>(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発</p>

信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、当該青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。以下同じ。）を適切に行うよう努めなければならない。

- (1) 略
- (2) 保護者が同意した機能（SNSアプリの機能を含む。）に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。
 - ア 略
 - イ 賭博、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報
 - ウ いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報

(4) 略
2～7 略

(安全かつ安心してSNSを利用できる環境の整備)
第12条の3 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護又は指導する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳が重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならない。

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)
第12条の4 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインタ

信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。

- (1) 略
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。
 - ア 略
 - イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

(4) 略
2～7 略

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)
第12条の3 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインタ

ーネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることによって当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。

4～9 略

（図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等）

第12条の5 略

（自動販売機等管理者の設置）

第12条の6 略

ーネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることによって当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。

4～9 略

（図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等）

第12条の4 略

（自動販売機等管理者の設置）

第12条の5 略

<p>(自動販売機による利用カードの販売の届出)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第12条の5第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。</u></p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。</p> <p><u>(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)</u></p> <p><u>第18条の3 何人も、児童ポルノ等の作成又は製造(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成又は製造を含む。)をしてはならない。</u></p> <p><u>2 何人も、SNSの利用その他の手段により児童ポルノ等の提供(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる提供を含む。)をしてはならない。</u></p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、<u>若しくはインターネットにより機会を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>賭博、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為</u></p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</u></p>	<p>(自動販売機による利用カードの販売の届出)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第12条の4第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。</u></p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等 <u>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。)</u> の提供を求めてはならない。</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>賭博又は暴行</u></p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の4第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</u></p>
---	--

<p>(2) <u>第12条の5第4項</u> (第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(3) 略</p> <p>9 略</p>	<p>(2) <u>第12条の4第4項</u> (第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(3) 略</p> <p>9 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県青少年健全育成条例第26条第3項及び同項の違反行為に係る第27条の規定の適用については、改正後の鳥取県青少年健全育成条例第19条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例<u>第12条の5第1項</u>若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 略</p>	<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例<u>第12条の4第1項</u>若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 略</p>

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例第1号）第2条の規定により採用された者をもって補充しようとする職</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 人事委員会は、この規則の施行の日前においても、任命権者の請求に基づき、改正後の職員の任用に関する規則第19条第1項第10号に掲げる職への採用に関する選考を行うことができる。